

## 丘の公園の指定管理者の候補者について

丘の公園の指定管理者の候補者については、企業局指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	丘の公園
2 指定の期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
3 応募団体	・株式会社随縁リゾート ・河口湖カントリークラブ・ジェイゴルフ共同体 ・清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体
4 指定管理者の候補者	名称：河口湖カントリークラブ・ジェイゴルフ共同体 住所：南都留郡富士河口湖町船津6236番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>○ 指定管理者候補者（河口湖カントリークラブ・ジェイゴルフ共同体）の提案は、企業局納入金の金額において最も優れていた。</p> <p>また、応募団体及び応募団体の属するグループ企業が経営するゴルフ場や温浴施設において培ったノウハウの活用により、利用者の拡大やサービスの向上を図ることができる点や、多くのゴルフ場の芝の管理を自ら行ってきた実績に基づき、施設の適正な維持管理及び経費節減に関する具体的な提案がなされた点を評価した。</p> <p>さらに、応募団体の母体となる企業グループの支援により安定的な運営が期待できることを評価し、候補者とした。</p> <p>○ 清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体の提案は、過去の実績に基づく現実的な計画であり、地域との連携を重視した経営方針が評価できるが、企業局納入金の金額において指定管理者候補者に及ばなかったことから、次点となった。</p> <p>○ 株式会社随縁リゾートの提案は、管理運営における独自の自主点検システムなど、自ら経営するゴルフ場でのノウハウの活用が期待されたが、利用者の増加を図るための手法や収支計画が他の応募団体に比べ具体性を欠き、落選となった。</p> <p>(2) 採点結果は別紙のとおり</p>

<p>6 指定管理者選定委員会 の概要</p>	<p>(1) 委員会の構成 委員長：萩原勝公認会計士・税理士事務所所長 萩原 勝 委員：山梨産業文化研究所代表 坂本 宏 委員：山梨学院大学経営情報学部教授 野村 千佳子 委員：公益社団法人やまなし観光推進機構理事長 松井 政明 委員：山本薫公認会計士事務所代表 山本 薫</p> <p>(2) 審査日時 第1回：平成25年5月29日 概要 募集要項、審査の手順及び方法、審査基準等 第2回：平成25年9月12日 概要 応募団体ヒアリング、提案内容審査 第3回：平成25年9月25日 概要 指定管理者の候補者の選定及び選定結果報告書の作成</p>
-----------------------------	---

○採点結果

審査基準	審査項目	配点	候補者 河口湖カントリークラブ・ジェイゴルフ共同体	清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体	株式会社 随縁リゾート
1 企業局納入金	企業局納入金の金額	40	40.00	33.33	33.33
2 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設の設置目的及び企業局が示した管理の方針	5	3.00	3.75	3.00
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減	5	3.00	3.00	2.25
3 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	15	12.00	11.25	9.00
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.50	6.00	5.00
4 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.50	3.25	3.00
	施設の維持管理の効率性	5	3.25	3.00	2.75
5 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	3	1.65	1.95	1.20
6 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	2.50	3.00	2.00
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	7	3.50	0.88	1.75
合 計		100	78.90	69.41	63.28

企業局納入金の提案価格〔5か年〕【税別】

候補者（河口湖カントリークラブ・ジェイゴルフ共同体）

800,000千円（参考：年額 160,000千円）

清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体

750,000千円（参考：年額 150,000千円）

株式会社随縁リゾート

750,000千円（参考：年額 150,000千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。